

# 平成 25 年度 池田町 一般会計・特別会計及び基金運用状況審査意見書

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された平成 25 年度池田町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況について審査した結果、その意見は下記の通りであります。

## 1. 審査の対象

- 平成 25 年度池田町一般会計歳入歳出決算
- 平成 25 年度池田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 平成 25 年度池田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
- 平成 25 年度池田町北部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 平成 25 年度池田町南部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- 平成 25 年度池田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 平成 25 年度池田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 平成 25 年度池田町温泉施設特別会計歳入歳出決算
- 基金の運用状況
  - 財政調整基金
  - 減債基金
  - 地域福祉事業基金
  - 国民健康保険基金
  - 北部簡易水道量水器更新基金
  - 南部簡易水道量水器更新基金
  - ふるさと創生基金
  - 公共下水道建設基金
  - ふるさと農村活性化対策基金
  - 温泉施設基金
  - ふるさと支援まちづくり基金
  - 社会保険療養費等貸付基金
  - 土地開発基金
  - 収入印紙等購買基金

2. 審査年月日

平成 26 年 8 月 8 日

3. 審査の方法

審査に当たっては、決算書及び付属書類並びに関係帳簿などより審査し、あわせて関係職員の説明を聴取して実施した。

4. 審査の総括的意見

審査に付された各会計の決算書、付属書類などは、いずれも関係法令に準拠して作成され計数は関係諸帳簿と符合して正確であり、各会計の収入及び支出は適正に執行されていたことを認めた。

平成 26 年 8 月 8 日

監査委員

藤野 邦彦



監査委員

土川 博

